

保険医療機関における書面掲示

1) 歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師およびスタッフが在籍しています。

2) 明細書発行体制等加算

診療の透明性を高めるため、すべての患者さまに診療報酬の算定項目が記載された診療明細書を無償で発行しています。

明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

3) 医療情報取得加算

マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムを導入しています。このシステムにより、患者さまの医療情報（受診歴、服薬情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を取得し、より安全で適切な診療を提供できる体制を整えています。

マイナンバーカードをお持ちの患者さまは、受付時にご提示いただくことでスムーズな確認が可能になります。

4) 一般名での処方について

特定の薬が不足した場合でも、必要な薬を確保しやすくするため、後発医薬品がある薬については、患者さまに説明したうえで商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。